

年金受給にできる限り結びつけていくための事業展開について

I 「年金の加入期間に関するお知らせ」の送付

- 平成21年1月1日時点で63歳以上(注1)であって、社会保険庁のオンラインシステム上の記録では受給資格期間(25年)を満たさない方(注2)に対して、合算対象期間や第3号被保険者の特例届出期間などの受給資格対象期間の有無についての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るための「お知らせ」を送付。(約50万件)

(注1) 上記年齢未満の方については、平成17年10月以降、60歳到達の3ヶ月前に同様のお知らせを送付済み。

(注2) 70歳未満の者については、70歳までの期間について納付を行っても25年に満たない者。

送付時期：平成21年12月18日から24日にかけて送付予定

II きめ細やかな相談対応

1 年金相談の受付

① 専用ダイヤル

- ・ 「お知らせ」送付対象者から専用ダイヤルへ電話があった場合は、相談に対応した上で、合算対象期間(カラ期間)等の確認や任意加入により受給に結びつく可能性があると思われる方には、社会保険事務所又は年金相談センターへ相談に行っていただくよう案内する。

② 社会保険事務所及び年金相談センター(以下「社会保険事務所等」という。)

- ・ ①の案内により来所された方又は直接来所された方に対し、下記2により、きめ細やかな相談対応を行った上で、受給資格の有無を確認する。

2 年金相談を通じての受給資格の有無の確認

- ・ 社会保険事務所等における年金相談における受給資格の確認の際、
 - ① 「私の履歴整理表」を活用するなどして、相談者よりこれまでの年金加入記録に関する履歴等についてよく聞き取った上で、窓口装置により、被保険者記録を確認する、
 - ② 当該記録だけでは受給資格を満たさないと思われる方には、年金受給に必要な期間を確認するためのフローチャートや年金受給要件に関する確認事項(チェックシート)により合算対象期間等の有無について確認する、
 - ③ 期間計算の誤りを無くすために計算シートを用いて加入月数の集計を行う、
 などにより、受給資格の有無を判定し、その結果、受給資格を満たしていない場合には、満たすための方策等を記載した書面をお渡ししている

ところ。

- ・ 今般、無年金者へのお知らせはがきの発送に合わせて、
 - ① 上記①の「私の履歴整理表」に期間計算のための入力欄を追加した新様式を社会保険庁ホームページに用意し、利用促進を図る、
 - ② 現在、手計算で行っている上記③の計算シートについて、加入月数の自動計算ができ、さらに、生年月日に応じた期間短縮要件を考慮して受給要件の有無が自動表示できるようエクセルシートに改良する、
 - ③ 年金相談時に従来から相談者にお渡ししている資料に加えて、フローチャートや計算シートをお渡しする、など、受給資格の有無の確認に万全を期すとともに、きめ細かな相談に努める。

Ⅲ 「お知らせ」送付後のフォローアップの流れ

1 社会保険事務所等における来訪状況等の把握及び情報の整理

- ・ 社会保険事務所等において、「お知らせ」送付対象者について、
 - ① 「お知らせ」が届いたことを契機とした相談の件数を管理するとともに、
 - ② 対象者の状況、相談を踏まえてどのような対応を行ったのか等の情報を整理する。(注)「専用ダイヤル」への当該「お知らせ」を契機とした電話相談についてもその件数を管理する。

2 社会保険事務所等における情報の管理及び報告

- ・ 社会保険事務所等への相談のうち、「お知らせ」に係る相談である場合には、相談日、相談者の「基礎年金番号」とともに、上記1-②の情報をパソコンで管理する。
- ・ 社会保険事務所等は、社会保険庁 LAN システムを利用して、全国共有フォルダへ情報を報告する。

3 社会保険業務センターにおける新規裁定者の把握

- ・ 社会保険業務センターは、受給権者ファイルと「お知らせ」送付者の情報を基礎年金番号をキーとして突き合わせを行い、年金受給に結びついた方（新規裁定が行われた方）の情報を把握する。

4 相談のない方についての対応

- ・ 「お知らせ」の送付から一定期間経過した時点で、相談がない方に対して、改めて相談についての勧奨・連絡を行う方向で検討。

5 本庁における情報の集約・整理

- ・ 本庁においては、上記2から4による情報を集約し、進捗管理の徹底を図る。

IV その他

- 1 厚生年金の高齢任意加入制度の周知
 - ・ 厚生年金における70歳以降の高齢任意加入制度の周知を高齢者雇用施策との連携により行うことについて、労働関係部局と調整中。
- 2 住所不明により「お知らせ」が返戻されてきた方への対応
 - ・ 住基ネットとの突き合せにより新住所が確認できたものについて、再送付を行うことを検討。
- 3 厚生労働省所管関係団体への協力依頼の検討
 - ・ 合算対象期間、任意加入制度や年金の請求手続き等に関する周知・広報について、関係団体に協力依頼を行うことを検討。
- 4 ご本人にとって社会保険事務所等における年金相談のきっかけとなる新聞、雑誌などの様々な媒体による広報の展開
 - ・ 合算対象期間や任意加入制度を中心とした効果的な広報を展開。(政府広報の実施・社会保険庁ホームページの掲載内容の工夫等。)
 - ・ 各市区町村が発行する広報誌への掲載を依頼し、より幅広い住民の方々への周知を図る。
- 5 受給資格期間(25年)を満たしていながら年金を受給していない方について
 - ・ 現在、社会保険オンラインシステム上の記録において受給資格期間(25年)を満たしていながら年金の受給が確認されていない方について、実態を把握するための調査を行っているところであり、その結果を踏まえ、必要な対応策を検討していく。